

薬物クリーンかながわ

No. 41

「最近の薬物乱用問題について考える」

湘南医療大学薬学部 教授 船田 正彦氏

薬物乱用防止講演会要旨（令和5年5月12日開催）

1. はじめに

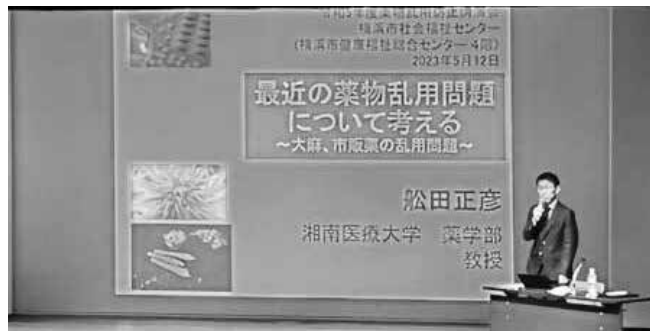
本日の講演では、最近の薬物問題の中でも、主に大麻と市販薬のオーバードーズ（過量服薬）についてお話しします。最近、なぜ大麻や市販薬のオーバードーズが問題になっているのでしょうか。

危険ドラッグや脱法ハーブなどは以前問題になりましたが、国による流通規制によって一気に鎮静化しました。その後、現在では大麻の乱用が新たな問題となっています。大麻の取り締まりが進む一方で、容易に入手可能な市販薬や処方薬の乱用が拡大しており、特にオーバードーズによる健康被害の発生が社会問題となっています。

2. 大麻の乱用の現状について

国立精神・神経医療研究センターにおいて、全国的な薬物の使用率の指標となる生涯経験率に関するアンケート調査が実施されています。生涯経験率の調査結果によると、昔はシンナー、トルエンなどの有機溶剤が多かったのですが、最近では大麻乱用の経験率が増えてきていることが分かりました。

警察庁のデータによると、薬物関連の犯罪者数は横ばいの状態ですが、大麻関連の犯罪者数は増加しています。特に若者（10～20歳代）の検挙者数が増えており、大麻の乱用が若者の間で広がっていることが明らかになっています。実際に検挙された人々に対するアンケート調査では、大麻の使用を始めたきっかけの多くが、「誘われたことによるもの」であることが分かりました。また、大麻に対する認識についても、多くの人が「有害性を認識していない」という結果が示されています。これらのことから、大麻乱用を防止するためには、若者に対して誘いに対する断り方を教え、大麻の危険性についての正しい認識を広めることが重要であることがわかります。



3. 大麻の身体への影響

大麻には200種類以上の成分が含まれており、今回は代表的な成分としてTHC（テトラヒドロカンナビノール）とCBD（カンナビジオール）について紹介します。THCは多幸感などの精神作用を引き起こしますが、CBDはTHCの様な精神作用を示さないことが明らかになっています。大麻の乱用では、THCの効果により、幻覚や運動機能の低下、学習・記憶への影響をもたらします。また、大麻は多幸感を示すため長期使用していると薬物依存に陥り、特にTHC濃度が高い大麻を使用すると、より依存に陥るリスクが上がります。依存には精神的な依存と身体的な依存の二つがあり、大麻は両方の依存を引き起こすことが知られています。また、大麻の使用による依存リスクは使用開始年齢と関連しており、特に12歳から18歳の間は依存に陥るリスクが非常に高いことがわかっています。

また、大麻の使用は報酬効果に対する感受性を低下させ、周囲からの報酬やプラスの現象を認識しにくくし、さらに、脳の記憶に関係する部分である海馬の容積を減少させ、学習・記憶に影響を与える危険性があります。

4. アメリカでの大麻の規制と問題点

アメリカでは、大麻の使用が州ごとに認められています。使用にあたってのルールが次のとおり医

療用大麻と嗜好用大麻でそれぞれ設けられており、いずれも年齢制限があることが重要なポイントです。

○医療用大麻の規制状況（アメリカ 37 州及びワシントン D. C での共通項目）

- ✓年齢制限：18 歳以上
- ✓資格制限：医師の診断と登録審査が必要
- ✓使用場所：自宅等のプライベート空間
- ✓他の制限：大麻影響下での自動車の運転禁止

○嗜好用大麻の規制状況（アメリカ 21 州及びワシントン D. C での共通項目）

- ✓年齢制限：21 歳以上
- ✓栽培場所：閉鎖された空間（野外禁止）
- ✓使用場所：自宅等のプライベート空間
- ✓他の制限：大麻影響下での自動車の運転禁止、州からの持ち出し禁止

このように大麻の使用を認めている背景ですが、アメリカでは大麻の経験率が約 4 割と高いことが一つの要因となっています。これまでの大麻規制方法では対応が難しく、若者に大麻を使用させないことを目的とした対応が求められているのです。大麻使用に年齢制限を設定し、ライセンス制による販売として、税金をかけることでブラックマーケットの減少を図ろうとする動きもあります。

次に、嗜好用大麻の合法化に伴う社会問題について紹介します。最も重要な問題は交通事故と救急搬送の増加です。特に合法化後、交通事故における死亡者から THC が検出されるケースが非常に多いことがわかっています。THC の影響下での運転は非常に危険であり、交通事故の発生に大きく関与していることが問題視されています。

また、救急搬送の件数も増加しています。特に注目すべきは、0 歳から 5 歳の子供たちの救急搬送件数の増加です。これは大麻を含む食品によるものであり、合法化によって大麻成分を含むグミやチョコレート、飲料水などの製品が市場に出回っており、子供が誤って摂取してしまい意識障害などの体調不良により、救急搬送されるケースが増えているのです。大麻製品の管理の重要性も大きな課題となっています。

さらにもう一つの問題ですが、大麻の効果が強くなっている危険性があることです。1995 年から 2018 年までの押収された乾燥大麻（マリファナ）の中の THC 濃度を調査したところ、2000 年頃までは THC 濃度が 6～7% 程度でしたが、2018 年時点

では 15.6% となっております。これらを濃縮した大麻ワックスなど、70～80% の濃度で非常に作用が強いものが流通していることも、危険性を過小評価してはいけない根拠と考えています。

大麻問題のまとめです。実際に海外では嗜好品として使用されている地域もありますが、大麻にはさまざまな問題が存在していること、また、日本とは大麻を取り巻く社会状況が異なるのです。大麻合法化という言葉が出てきますが、無制限に自由に使用しているわけではありません。特に若い方々に使用させないために、法律や規則を整えています。重要な点は、大麻が安全であるから合法化が進んでいるのではないということです。このメッセージを伝えることは非常に重要です。海外では大麻合法化が進む中で、様々な社会問題がおきていることを知る必要があります。特に、交通事故が発生する可能性があり、当事者が大けがをしたり命を失ったりすると同時に、他人を巻き込むこともあるのです。また、大麻に含まれる THC 濃度が上がっていることも指摘されています。

現在の大麻問題について議論する際には、前述した合法化の側面についても、薬物乱用防止啓発を実施する中でお伝えいただくことが重要であると思います。

5. 市販薬のオーバードーズ問題の現状

現在、市販薬のオーバードーズが大きな問題となっています。オーバードーズとは、医薬品の使用時の適切な量（用量）を超えて使用することを指します。つまり、薬を過剰摂取してしまうこと、過量服薬とも言われています。オーバードーズの対象となるものは、ドラッグストアで購入できる市販薬や医師からの診断に基づいて処方される処方薬などです。

まずは危険性をしっかりと理解するということが重要です。いくら市販されている医薬品であっても、普通に治療のために用いる用量であれば問題はありませんが、用量を守らなければ非常に危険であることをしっかりと伝える必要があります。麻薬や覚醒剤と同じような効果がある成分や内臓に負担をかけるような成分も入っています。

実際に、薬物が原因で入院している方々の原因物質の調査を行った結果、処方薬、睡眠薬、抗不安薬など、いわゆるベンゾジアゼピン系の医薬品が約 3

割、また、市販薬が約1割を占めていることがわかりました。

さらに、市販薬を主たる薬物とする薬物依存症例は増加傾向にあり、2012年から2020年にかけて約6倍にも増加しています。特に薬物依存で治療を受けた10代に限定すると、市販薬による依存が原因で通院している方が5割以上を占めていることが明らかになりました。

市販薬の中でも、メチルエフェドリンやジヒドロコデインなどの成分を含むものは、麻薬や覚醒剤と似た効果を示し、依存につながるリスクがあります。また、デキストロメトルファンという成分は、大量摂取すると酩酊感や多幸感を引き起こすと言われていています。さらに、アセトアミノフェンは過剰摂取すると腎臓や肝臓に影響を及ぼすことがわかっています。

6. なぜオーバードーズしてしまうのか

なぜ薬物に手を出してしまうのか、その背景にはストレスや悩み、苦痛があり、一時的にそれらを忘れるため、逃避するためにオーバードーズを行うのだと考えられます。実際に、埼玉県立精神医療センターのグループが、医薬品の依存患者の特徴について示しており、人を信じられない、本音を言えない、他人からの不安を感じる、などが挙げられております。こうした特徴から、不安や体調不良が生じることがあり、抗不安薬などが処方され、症状の緩和が得られると、その薬に依存してしまう傾向があります。

若い人たちの中には、オーバードーズを繰り返している人もいます。彼らに対しては、依存や臓器への影響などの情報を伝えるだけでなく、彼らが抱える苦しさを理解する必要があります。オーバードーズしていることを否定せず、相談できる信頼関係を築くことが重要です。

市販薬を乱用する若者たちは、本質的には精神作用物質による効果を求めているわけではありません。彼らは周りの人々とのつながりを求めているのです。特定の場所に子供たちが集まっている様子が報道されていますが、これらは孤独である子供たちが仲間を求めて集まるためではないでしょうか。例えば、市販薬を販売している薬剤師の先生方が、体調のことや困っていることがないかなどの声をかけるだけでも、彼らにとって相談のきっかけになり得るわけ

です。また、もし困っていることがあれば、薬物乱用など専門の相談機関があることを伝え、そちらに相談するように「つなぐ」ことも、市販薬乱用を減らすための一助になると考えられます。彼らが薬物乱用していること自体を頭から否定するのではなく、彼らが抱える問題や困難を理解し、相談できる環境を提供することが大切です。そのためには、彼らが信頼できる人との関係性を築くことが求められます。

薬物乱用に悩む若者たちに対しては、医療機関や専門機関との連携を強化し、彼らが早期に適切な支援を受けられるようにする必要があります。また、地域の職員や関係者が彼らに声をかけ、相談を促すことも重要な役割です。薬物乱用をする若者たちが抱える問題に対して、理解と支援の手を差し伸べることが求められます。

7. 最後に

薬物乱用防止活動や教育を考える上で、健康教育の視点から薬物乱用防止に取り組むことが求められています。麻薬や覚醒剤、大麻など違法な薬物に関しては罰則規定があり、健康被害もあるため、正確な情報を伝えることが非常に重要です。

オーバードーズの問題は、まず医薬品の正しい使用から話を始める必要があります。小学校などのお薬教室などを通じて、薬の適切な使用や過剰摂取の危険性についてしっかりと話すことが重要です。さらに、依存や乱用につながる可能性もあることを明確に伝える必要があります。

かつてはガスパン遊びやエナジードリンクなども流行しました。そのため、単一の薬物だけでなく、総合的な健康の観点から考える必要があります。これらはすべて自分の体に関わる問題であり、健康を守るために総合的なアプローチが必要です。

薬物に手を出さない予防活動は、日本は世界的にもトップレベルであり、これを維持することも重要です。一方で、薬物に手を出した人に対しては、専門的な対応が求められることもあります。そのため、相談できる環境が重要であり、本人だけでなく、家族も相談窓口に行くことができる関係性や情報提供が重要です。

令和 5 年 中 の 薬 物 情 勢

神奈川県内の薬物の検挙人員は 965 人で、そのうち大麻取締法の検挙人員は 521 人と、令和 4 年より増加しました。(表 1)

表 1 県内の薬物検挙人員 (暫定値)

区 分	令和 5 年	令和 4 年
	全体 (20歳未満)	全体 (20歳未満)
覚醒剤取締法	347人 (3人)	365人 (2人)
大麻取締法	521人 (78人)	459人 (92人)
麻薬及び向精神薬取締法	50人 (10人)	56人 (5人)
麻薬特例法等	47人 (6人)	36人 (4人)
計	965人 (97人)	916人 (103人)

※薬物事犯数については集計中

また、覚醒剤取締法の検挙人員は 40 歳以上で約 60%、大麻取締法の検挙人員は 30 歳未満で約 70% を占めています。(表 2)

表 2 年代別検挙人員 (暫定値)

年代	覚醒剤取締法		大麻取締法	
	人員	構成比	人員	構成比
20歳未満	3人	0.9%	78人	15.0%
20～29歳	49人	14.1%	293人	56.2%
30～39歳	76人	21.9%	74人	14.2%
40～49歳	120人	34.6%	53人	10.2%
50歳以上	99人	28.5%	23人	4.4%

(表 1、2 は県警察本部資料より引用)

令和 6 年度薬物乱用防止講演会について

薬物乱用防止講演会を、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び県と共催により開催します。

日 程：令和 6 年 5 月 2 0 日 (月)

場 所：横浜市開港記念会館

(横浜市中区本町 1 - 6)

内 容：未定 (決定次第、県ホームページに掲載)

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakutai/cnt/clean.html>

※諸事情により、開催方法の変更又は中止になることがあります。

薬物クリーンかながわ推進会議 会員募集

薬物クリーンかながわ推進会議は、県内の各種機

関・団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民一体となった薬物乱用防止啓発運動を行っています。

随時会員を募集していますので、趣旨にご賛同頂ける方がいましたら、事務局までお知らせください。(入会費、年会費等はありません)

加入団体数 182 機関・団体 (R 6. 2 月末)

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の結果

募金は、国連薬物犯罪事務所を通じ、開発途上国の薬物乱用防止活動を行う NGO のプロジェクトを援助しています。また、国内の啓発事業にも役立っています。令和 5 年度神奈川県における募金額は次のとおりでした。ご協力ありがとうございました。

募 金 額 1, 1 2 2, 0 1 5 円
(令和 5 年 12 月 15 日締)

県 薬 務 課 か ら の お 知 ら せ

○いわゆる「大麻グミ」等による健康被害について

最近、いわゆる「大麻グミ」などの危険ドラッグを食べた人が嘔吐やめまい等の体調不良により、救急搬送・入院する事案が発生しました。

これらのものは「合法」と称して販売されていますが、「安全」ではありません。

このような商品を勧められたり見かけたりしても、商品のパッケージや誘い文句に惑わされずに、気軽な気持ちで購入したり、使用したりするのは止めましょう！

○薬物乱用防止教室について

県薬務課では、学校等で開催される薬物乱用防止教室に、麻薬取締員や薬物乱用防止指導員等を講師として派遣しています。薬務課ホームページを参照のうえ、ぜひお申し込みください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/yakubo.html>

また、薬物乱用防止教室は薬の専門家である各学校担当の学校薬剤師も積極的にご活用ください。

薬物クリーンかながわ No. 4 1

発行日 令和 6 年 3 月 2 5 日
 発行者 会長 小川 護
 編集 薬物クリーンかながわ推進会議広報委員会
 事務局 神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課内
 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
 電 話 045-210-4972 (直通)
 ファクシ 045-201-9025